上市町マスコットキャラクター「つるぎくん」使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上市町マスコットキャラクター「つるぎくん」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、キャラクターとは、町が定めたキャラクターの基本デザイン (別図) 及び町長が別に定めるそのデザインマニュアルのことをいう。

(使用の承認申請)

- 第3条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、上市町マスコットキャラクター「つるぎくん」使用承認申請書(様式第1号。以下「申請書という。)に必要な書類を添付して、町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。
 - (1) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
 - (2) 教育機関等が教育の目的で使用する場合
 - (3) 営利を目的とせず、個人若しくは家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用する場合
 - (4) 町がキャラクターを使用する場合
 - (5) その他町長が適当と認めた場合
- 2 キャラクターの使用期間は、最長2年とし、再申請を妨げないものとする。

(使用の承認及び通知)

- 第4条 町長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれ かに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。この場合に おいて、町長は、条件を付すことができる。
 - (1) 町及びキャラクターの品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められる場合
 - (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる場合
 - (3) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用しようとするおそれがあると認められる場合
 - (4) その他町長が不適切であると判断した場合
- 2 前項の承認は、上市町マスコットキャラクター「つるぎくん」使用承認(不承認) 通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(使用料)

第5条 キャラクターの使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

- 第6条 キャラクターの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各 号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 申請書の記載どおり使用すること。
 - (2) 定められた色、形状等デザインを正しく使用し、デザインの改変はしないこと。 ただし、町長が認めた場合はこの限りではない。
 - (3) 「上市町マスコットキャラクター「つるぎくん」」の表記を付すこと。ただし、町長が認めた場合はこの限りではない。
 - (4) 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。

(承認内容の変更)

- 第7条 使用者は、承認された内容を変更しようとする場合は、上市町マスコットキャラクター「つるぎくん」使用変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認は、上市町マスコットキャラクター「つるぎくん」使用変更承認(不 承認)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(使用承認の取消し)

- 第8条 町長は、使用者が第7条に規定する事項を遵守しなかった場合、又はこの要綱の規定に違反した場合は、その承認を取り消すとともに、使用の中止その他必要な措置を命ずることができる。
- 2 町長は、前項に基づく処分により、使用者に損害が生じ、又は使用者が他人に損害を与えた場合でもその責任を負わない。

(町の責任)

第9条 キャラクターの使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、町長は一切の賠償の責任を負わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、公表の日から施行する。

上市町長 宛

 申請者
 住所

 団体名
 代表者名
 印

 電話番号
 印

上市町マスコットキャラクター「つるぎくん」使用承認申請書

上市町マスコットキャラクター「つるぎくん」を使用したいので、下記のとおり申請します。

なお、キャラクターの使用に当たっては、上市町マスコットキャラクター「つるぎ くん」使用取扱要綱を遵守します。

記

使用目的							
使用方法							
使用期間 (最長2年、再申請可)	年	月	日	~	年	月	Ħ

[※] 見本 (スケッチ、写真等) その他参考になる資料がある場合には添付してください。

様式第2号(第4条関係) 上市町指令 第 号

> 住所 団体名 代表者名

上市町マスコットキャラクター「つるぎくん」使用承認(不承認)通知書

年 月 日付けで申請のあった上市町マスコットキャラクター「つるぎくん」の使用承認申請については、上市町マスコットキャラクター「つるぎくん」使用取扱要綱第4条の規定により、下記のとおり 承認・不承認 することに決定しましたので通知します。

年 月 日

上市町長

記

承認番号	年第 号
使用目的	
使用方法	
使用期間 (最長2年、再申請可)	年 月 日 ~ 年 月 日
使用条件	1 上市町マスコットキャラクター「つるぎくん」使用取扱要綱の内容を遵守すること。2 商標登録等は一切認めない。3 使用前に完成物件を提出し、確認を受けること。
備考	

(不承認の場合はその理由)

上市町長 宛

 申請者
 住 所

 団体名
 代表者名
 印

 電話番号

上市町マスコットキャラクター「つるぎくん」使用変更承認申請書

年 月 日付上市町指令 第 号で承認通知があった上市町マスコットキャラクター「つるぎくん」の使用について、下記のとおり変更申請します。

記

	梦	变更前				3	变更後		
使用目的									
使用方法									
使用期間	年	月	日~	<u> </u>		年	月	日	~
(最長2年、再申請可)		年	月	日			年	月	日
変更理由									
承認番号			年第	;	号				

[※] 変更内容が確認できる資料等を添付すること。

様式第4号(第7条関係) 上市町指令 第 号

住 所団体名代表者名

上市町マスコットキャラクター「つるぎくん」使用変更承認(不承認)通知書

年 月 日付けで申請のあった上市町マスコットキャラクター「つるぎくん」の使用変更承認申請については、上市町マスコットキャラクター「つるぎくん」使用取扱要綱第7条の規定により、下記のとおり 承認・不承認 することに決定しましたので通知します。

年 月 日

上市町長

印

記

	変更前	変更後				
使用目的						
使用方法						
使用期間	年 月 日~	年 月 日~				
(最長2年、再申請可)	年 月 日	年 月 日				
変更理由						
承認番号	年第	号				
使用条件	1 上市町マスコットキャラクター「つるぎくん」使用取扱要綱の内容を遵守すること。2 商標登録等は一切認めない。3 使用前に完成物件を提出し、確認を受けること。					
備考						